

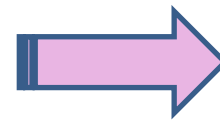
D1-Law.com Quick Guide

(第一法規 法情報総合データベース)

現行法規 履歴検索版(重要機能解説編) Ver.3.9



現行法規総覧 (衆議院法制局・参議院法制局 編集)
書籍版



D1-Law.com 現行法規
インターネット版

現行法規 収録状況について

時点の比較

過去 現在 未来

現行法規(現行法検索版)



現行法規(告示連携版)



現行法規(履歴検索版)



収録範囲の比較

憲法・条約・法律・政令・勅令・省令・規則・告示

現行法規(現行法検索版)



現行法規(告示連携版)



現行法規(履歴検索版)



現行法規 [履歴検索]

■収録範囲－内容現在－

平成22年11月3日までに公布された法令

■収録件数

総件数	29,167件
日本国憲法	1件
条約	722件
法律	2,332件(法律扱いの法令を含む)
政令	3,242件
勅令	179件
省令	4,782件
規則	694件
告示	17,068件
その他	147件

現行法規 [現行法検索]

■収録範囲－内容現在－

平成22年11月3日までに公布された法令

■収録件数

総件数	10,291件
日本国憲法	1件
条約	708件
法律	2,107件(法律扱いの法令を含む)
政令	2,832件
勅令	160件
省令	3,747件
規則	592件
その他	144件

題名

法令番号

図書館法施行規則
 制定:昭和25年9月6日文部省令第27号
 最終改正:平成21年4月30日文部科学省令第21号

○図書館法施行規則
 (昭和二十五年九月六日文部省令第二十七号)

改正沿革

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第六条第二項、第十九条(平成十一年七月法律八七号により削除)及び附則第十項の規定に基づき、図書館法施行規則を次のように定める。

図書館法施行規則

目次

- 第一章 図書館に関する科目(第一条)
- 第二章 司書及び司書補の講習(第二条一第十一条)
- 第三章 準ずる学校(第十二条・第十三条)
- 附則

第一章 図書館に関する科目

改正注記

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第五条第一項第一号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館情報サービス概論	二
乙群	図書館情報サービス演習	二
	図書館情報サービス実習	二

条見出し

本則: 実質的な
内容部分

平成22年11月3日

時点で有効な条文です。

関連法令情報

Point-in-time

- 題名等
- 本則
 - 第一章 図書館に関する科目
 - 1条
 - 第二章 司書及び司書補の講習
 - 2条(趣旨)
 - 3条(司書の講習の受講資格者)
 - 4条(司書補の講習の受講資格者)
 - 5条(司書の講習の科目の単位)
 - 6条(司書補の講習の科目の単位)
 - 7条(単位の計算方法)
 - 8条(単位修得の認定)
 - 9条(修了証書の授与)
 - 10条(講習の委嘱)
 - 11条(実施細目)

図書館法施行規則

制定: 昭和25年9月6日 文部省令第27号
 最終改正: 平成21年4月30日 文部科学省令第21号

平成22年11月3日

時点では有効な条文です。

関連法令情報

Point-in-time

13条(高等学校に準ずる学校)

制定附則

改正附則

[附 則\(昭和二九年六月一日 文部省令第一三号\)](#)

[附 則\(昭和三一年九月二九日 文部省令第二四号抄\)](#)

[附 則\(昭和四一年三月三十一日 文部省令第一〇号\)](#)

[附 則\(昭和四三年三月二九日 文部省令第五号抄\)](#)

[附 則\(平成三年六月一九日 文部省令第三三号\)](#)

[附 則\(平成八年八月二八日 文部省令第二七号\)](#)

[附 則\(平成一〇年十一月一七日 文部省令第三八号抄\)](#)

[附 則\(平成一二年二月二九日 文部省令第六号\)](#)

[附 則\(平成一二年一月三十一日 文部省令第五三号抄\)](#)

[附 則\(平成二〇年六月一日 文部科学省令第一八号\)](#)

[附 則\(平成二一年四月三〇日 文部科学省令第二一号\)](#)

1項

2項

附 則(平成二一年四月三〇日 文部科学省令第二一号)

- この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表及び第三項を改正する規定、第五条第二項を改正する規定及び同条に第三項を追加する規定並びに附則第五項から第十一項までの規定は平成二十四年四月一日から施行する。
- 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの改正後の図書館法施行規則(以下「新規則」という。)第一条及び第五条の適用については、これらの規定中

群	科目	単位数	
甲群	生涯学習概論	二	
	図書館概論	二	
	図書館制度・経営論	二	
	図書館情報技術論	二	
	図書館サービス概論	二	
	情報サービス論	二	
	児童サービス論	二	
	情報サービス演習	二	
	図書館情報資源概論	二	
	情報資源組織論	二	
	情報資源組織演習	二	
	乙群	図書館基礎特論	一
		図書館サービス特論	一
図書館情報資源特論		一	
図書・図書館史		一	
図書館施設論		一	
図書館総合演習		一	
図書館実習		一	

とあるのは、

群	科目	単位数
---	----	-----

附則: 施行期日
 や経過措置等を
 記しているもの

[新着情報](#)
[簡易検索](#)
[詳細検索](#)
[制定・沿革検索](#)
[法分野目次検索](#)
[五十音検索](#)
[知財](#)

法分野目次検索

現行法令
 廃止法令

- 第一編 憲法
- 第二編 国会
- 第二編の二 選挙
- 第三編 行政一般
- 第四編 地方制度
- 第五編 司法・法務
- 第六編 民事法
- 第七編 刑事法
- 第八編 警察・消防
- 第九編 教育・文化
- 第十編 厚生
- 第十編の二 環境保全
- 第十一編 労働
 - 第一章 行政組織・通則
 - 第二章 労政
 - 第二章の二 労働契約
 - 第三章 労働基準
 - 第四章 安全衛生
 - 第五章 職業安定
 - 第六章 職業能力開発促進
 - 第七章 労働保険
 - 第八章 労働福祉
 - 第一節 勤労者財産形成
 - 第二節 中小企業退職金共済
 - 第三節 勤労青少年・婦人福祉
 - 第四節 育児休業等

平成22年6月10日時点で効力を有している法令・条文
 法令件数: 12件

◀ 1 - 12 / 12 ▶

第十一編 労働
 第八章 労働福祉
 第四節 育児休業等

<input type="checkbox"/> No.	法令名(発令)
<input type="checkbox"/> 1	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日号外法律第76号）
<input type="checkbox"/> 2	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(抄)（平成22年3月25日号外政令第40号）【現在未施行】
<input type="checkbox"/> 3	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年10月15日労働省令第25号）
<input type="checkbox"/> 4	勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準（平成7年9月29日号外労働省告示第109号）
<input type="checkbox"/> 5	勤労者家庭支援施設指導員の資格（平成7年9月29日号外労働省告示第110号）
<input type="checkbox"/> 6	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十八条各号に掲げる業務を行う者（平成7年10月2日労働省告示第117号）
<input type="checkbox"/> 7	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第一項の規定に基づき指定法人に行わせる福祉関係業務（平成7年10月2日労働省告示第118号）
<input type="checkbox"/> 8	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十三条第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成7年9月29日号外労働省告示第111号）
<input type="checkbox"/> 9	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六条第一号及び第七条第二号の厚生労働大臣が定める日数（平成7年9月29日号外労働省告示第114号）
<input type="checkbox"/> 10	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成12年3月31日号外労働省告示第40号）
<input type="checkbox"/> 11	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年11月15日運輸省令第36号）
<input type="checkbox"/> 12	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六条第一号の規定に基づく国土交通大臣が定める日数（平成7年9月29日運輸省告示第621号）

書籍版同様の目次から法令一覧を表示でき、キーボード入力しなくても検索できます

せん

あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や		ゆ		よ
ら	り	る	れ	ろ
わ	を	ん		ー

1文字削除 オールクリア

略称(銭湯)でも、
ヒットしています

1 - 30 / 30

すべて 法律 政令 省令 規則 告示 その他

<input type="checkbox"/> No.	
<input type="checkbox"/> 1	公職選挙法 (昭和25年4月15日号外法律第100号)
<input type="checkbox"/> 2	選挙制度審議会設置法 (昭和36年6月8日法律第119号)
<input type="checkbox"/> 3	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法 (平成22年6月17日法律第100号)
<input type="checkbox"/> 4	連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律 (昭和50年12月27日号外法律第94号)
<input type="checkbox"/> 5	占領地軍政官憲ノ為シタル行為ノ法律上ノ効力等ニ関スル法律 (昭和50年12月27日号外法律第94号)
<input type="checkbox"/> 6	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 (昭和50年12月27日号外法律第94号)
<input type="checkbox"/> 7	戦時民事特別法廃止法律 (昭和20年12月20日法律第46号)
<input type="checkbox"/> 8	〔旧〕戦時民事特別法〔抄〕 (昭和17年2月24日法律第63号)
<input type="checkbox"/> 9	戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和27年4月30日号外法律第127号)
<input type="checkbox"/> 10	戦傷病者特別援護法 (昭和38年8月3日法律第168号)
<input type="checkbox"/> 11	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和41年7月1日号外法律第109号)
<input type="checkbox"/> 12	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和40年6月1日号外法律第100号)
<input type="checkbox"/> 13	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和38年3月31日号外法律第61号)
<input type="checkbox"/> 14	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (昭和42年7月14日法律第57号)
<input type="checkbox"/> 15	公衆浴場法 (昭和23年7月12日法律第139号)
<input type="checkbox"/> 16	戦時補償特別措置法 (昭和21年10月19日法律第38号)

「五十音検索」では、法令名の「読み仮名」を五十音パッドを使って検索します。キーボードで文字を入力する必要がなく、マウスだけで操作することができます。

用語検索① 法令名からさがす

1

現行法規 簡易検索

新着情報 簡易検索 詳細検索 制定・沿革検索 法分野目次検索 五十音検索 知財書式集

簡易検索

ヒストリー

法令名 ▼ ネズミ講 AND ▼

基準日

未来

時点指定 平成 ▼ 22 年 11 月 03 日

検索

3

「簡易検索」では、法令名と条文を切り替えて用語検索します。掛け合わせもできますので、短めの単語を入れてみてください。

略称(ネズミ講防止法)で検索しても、正式名称でヒットしています

検索結果一覧

選択結果一覧

ダウンロード

法分野順 ▼

検索条件の保存

付箋

平成22年11月3日時点で効力を有している法令・条文

法令件数: 1件

◀ 1 - 1 / 1 ▶

すべて 法律 政令 省令 規則 告示 その他

<input type="checkbox"/> No.	法令名(発令)
<input type="checkbox"/> 1	無限連鎖講の防止に関する法律 (昭和53年11月11日法律第101号)

◀◀ 1 ▶▶

新着情報 簡易検索 **詳細検索** 制定・沿革検索 法分野目次検索

詳細検索

パネル検索 ヒストリー オールクリア

1

基準日

>>> 未来

時点指定 平成 22 年 11 月 03 日

フリーワード 速度 反則金

同意語ガイド AND

【フリーワード詳細条件】完全一致

法令構造

平成22年11月3日時点で効力を有している法令・条文

法令件数:2件 検索件数:3件

2

1-3/3 すべて 法律 政令 省令 規則 告示 その他

No.	法令名(発令)	条項
	道路交通法 (昭和35年6月25日法律第105号)	本則目次
1	…条) 第三章 車両及び路面電車の交通方法 第一節 通則(第十六条第二十一条) 第二節 速度 (第二十二條-第二十四條) 第三節 横断等(第二十五條-第二十五條の二) 第四節 追越し等(…	
	道路交通法 (昭和35年6月25日法律第105号)	別表
2	反則行為の区分 反則行為に係る車両等の種類 反則金 の限度額 第一百八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為(第二十二條の規定によりこれを超える…	
	道路交通法施行令 (昭和35年10月11日政令第270号)	別表
3	反 則 行 為 の 種 別 反 則 金 の 額 反 則 行 為 の 種 類 車 両 等 の 種 類 一 積 載 物 …	

条文(別表や様式含む)内で、用語を検索し、項単位で表示されます。

別表第六(第四十五条関係)

反 則 行 為 の 種 別		反 則 金 の 額
反 則 行 為 の 種 類	車両等の種類	
一 積載物重量制限超過(普通等十割以上)	普通車	三万五千元
	二輪車	三万円
	原付車	二万五千元
二 速度 超過(高速三十五以上四十未満)	大型車	四万円
	普通車	三万五千元
	二輪車	三万円
	原付車	二万円

3

注釈情報が充実しており、委任ボタンで下位法の該当箇所が、表示されます

（旅費、日当及び宿泊料）
第十一条 裁判員及び補充裁判員には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（公務所等に対する照会）
第十二条 裁判所は、[第二十六条第三項](#)（[第二十八条第二項](#)（[第三十八条第二項](#)（[第四十六条第二項](#)において準用する場合を含む。）、[第四十七条第二項](#)及び[第九十二条第二項](#)において準用する場合を含む。）、[第三十八条第二項](#)（[第四十六条第二項](#)において準用する場合を含む。）、[第四十七条第二項](#)及び[第九十二条第二項](#)において準用する場合を含む。）の規定により選定された**裁判員**候補者又は**裁判員**若しくは補充**裁判員**について、**裁判員**又は補充**裁判員**の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 地方裁判所は、**裁判員**候補者について、裁判所の**前項**の判断に資するため必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

改正注記 条履歴

条履歴 委任

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律[平成16年5月28日号外法律第68号]
第11条
 委任「最高裁判所規則」=〈裁判員の参加する刑事裁判に関する規則〉[六条](#)

改正注記 条履歴

第二節 選任

（裁判員等の日当・法第十一条等）
第七条 裁判員等の日当は、出頭又は職務及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり一万円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり八千円以内において、それぞれ裁判所が定める。

改正注記 条履歴

（裁判員等の宿泊料・法第十一条等）
第八条 裁判員等の宿泊料は、出頭等に必要となる夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、[国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一](#)に定める甲地方である場合においては八千七百円、乙地方である場合においては七千八百円とする。

条履歴

未来と現在の並列表示

履歴検索版 未施行同時表示機能

D1-Law.com HOME 収録内容・更新情報

現行法規 現行法規検索 現行法規 履歴検索 判例体系 法

新着情報 簡易検索 詳細検索 制定・沿革検索 法分野目次検索

未施行同時表示 33/4 < 前法令 次法令 >

図書館法施行規則

制定:昭和25年9月6日文部省令第27号
最終改正:未施行条文同時表示用世代(施行日未確定)

平成22年10月7日(未施行条文を含む)

時点では有効な条文です。

Point-in-time

簡易 詳細

沿革(施行日順)

No.	施行日
	改正法
1	平成24年4月1日 施行 平成21年4月30日号外文部科学省令第21号
2	平成22年4月1日 施行 平成21年4月30日号外文部科学省令第21号
3	平成20年6月11日 施行 平成20年6月11日号外文部科学省令第18号
4	平成13年1月6日 状態 平成12年10月31日号外文部省令第53号

(司書の講習の科目の単位)

第五条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	一
	図書館概論	二
	図書館経営論	一
	図書館サービス論	二
	情報サービス概説	二
	レファレンスサービス演習	一
	情報検索演習	一
	図書館資料論	二
	専門資料論	一
	資料組織概説	二
	資料組織演習	二
	児童サービス論	一
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館サービス概説	二
	情報サービス論	二
	児童サービス論	二
	情報サービス演習	二
	図書館情報資源概論	二
	情報資源組織論	二
	情報資源組織演習	二

未施行同時表示ボタンを押すと、改正箇所との比較ができます

黒文字: 現在
緑文字: 未来

現行法規 条履歴から過去・現在・未来の 条文表示ができます

条履歴

条の改正履歴

No.	施行日
	改正法
4	[平成23年4月1日 施行] 平成20年3月28日 文部科学省令第5号
3	[平成19年12月26日 施行] ← 平成19年12月25日 文部科学省令第40号

学校教育法施行規則

制定: 昭和22年5月23日 文部省令第11号

最終改正: 平成22年6月15日 文部科学省令第15号 [平成22年6月15日 公布]

未来

〔教育課程〕

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、[前項](#)の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて[前項](#)の道徳に代えることができる。

改正注記

条履歴

現在

〔教育課程〕

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、[前項](#)の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて[前項](#)の道徳に代えることができる。

改正注記

条履歴

時点を指定して検索

現行法規 履歴検索 時点指定 の表示

<input type="checkbox"/> 10	金融商品取引法 （昭和23年4月13日号外法律第25号）
<input type="checkbox"/> 11	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 （昭和22年6月10日号外法律第32号）
<input type="checkbox"/> 12	〔旧〕外国証券業者に関する法律〔抄〕 （昭和46年3月3日法律第5号）

日付を指定して法令
検索すると全文改正
前後の検索もできます

簡易検索

履歴

法令名 AND

>>>

時点指定 年 月 日

金融商品取引法
制定:昭和23年4月13日号外法律第25号
最終改正:平成22年6月10日法律第32号

金融商品取引法

〔昭和二十三年四月十三日号外法律第二十五号〕
〔大蔵大臣・法務総裁署名〕
〔昭和二十二年三月二十八日法律第二二号(証券取引法)を全文改正〕

証券取引法を改正する法律をここに公布する。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 企業内容等の開示(第二条の二-第二十七条)
第二章の二 公開買付けに関する開示

平成22年6月10日
時点でも有効な条文です。

法令名 AND

>>>

時点指定 年 月 日

金融商品取引法
制定:昭和23年4月13日号外法律第25号
最終改正:平成19年9月29日法律第102号

証券取引法

〔昭和二十三年四月十三日号外法律第二十五号〕
〔大蔵大臣・法務総裁署名〕
〔昭和二十二年三月二十八日法律第二二号(証券取引法)を全文改正〕

証券取引法を改正する法律をここに公布する。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 企業内容等の開示(第三条-第二十七条)
第二章の二 公開買付けに関する開示
第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け(第二十七条の二-第一

平成19年9月29日
時点でも有効な条文です。

様式をさがす①

現行法規 履歴検索 言葉で検索

新着情報 簡易検索 **詳細検索** 制定・沿革検索 法分野目次検索 五十音検索 知財書

詳細検索

パネル検索 ヒストリー オールクリア

1

検索

3

基準日 >>> 未来

時点指定 平成 22 年 09 月 26 日

フリーワード **運転免許証 臓器** 同意語ガイド ANL

[【フリーワード詳細条件】](#) 完全一致

法令構造 様式

2

法令構造を
様式にし、
様式のなか
の言葉で探
せます

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

氏名 年月日生

住所 年月日

平成 年 月 日まで有効

運転免許証

写真

公安委員会 印

7.96

(裏)

7.56

備考

1.99

0.50

以下の部分を使用して欄外提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、届出後及び心臓が停止した直後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した直後に限り、移植のために臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

【1又は2を添った方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】

【心臓・肝臓・腎臓(じん)臓・脾臓(すい)臓・小腸・胆臓】

特記欄: 《自業署名》 年月日

1-1/1

すべて 法律 政令 省令 規則 告示 その他

4

No.	法令名(発令)	条項
1	道路交通法施行規則 (昭和35年12月3日総理府令第60号)	様式
	…別記様式第十四(第十九条関係)(表)8.56氏名住所交付年月日生年月日平成年月日まで有効免許の条件等 運転免許証 写真番号他二種第号年月日年月日種類公安委員会印5.40二・小・原4.797.96(裏)7.56…	

様式をさがす②

道路交通法施行規則

制定: 昭和35年12月3日総理府令第60号
最終改正: 平成22年6月11日内閣府令第31号

平成22年9月26日

時点で有効な条文です。

Point-in-time

- 39条の8(型式認定の手続等)

第九章 告知書等の様式

- 40条(告知書の様式)
- 41条(通告書の様式)
- 42条(通知書の様式)
- 43条(納付書の様式)
- 44条(公示通告書の様式)

制定附則

改正附則

様式

別表

- 別表第一
- 別表第二
- 別表第三
- 別表第四

表示法令の
見出しで、様
式一覧から
表示できます

- 別記様式第十三の五
- 別記様式第十四
- 別記様式第十五
- 別記様式第十六

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

(裏)

以下の部分を使用して運転提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死体のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死体に戻り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(※又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・腸(ずいり)臓・小腸・眼球】

特記事項: _____
発行年月日: _____ 年 月 日

様式をさがす③

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

(裏)

Point-in-time

- 39条の7(運転シミュレーターの型式認定)
- 39条の8(型式認定の手続等)
- 日 第九章 告知書等の様式
 - 40条(告知書の様式)
 - 41条(通告書の様式)
 - 42条(通知書の様式)
 - 43条(納付書の様式)
 - 44条(公示通告書の様式)
- 制定附則
- 改正附則
- 様式
 - 別記様式第十三の五
 - 別記様式第十四
 - 別記様式第十五
 - 別記様式第十六
- 別表
- 付録

(表)

(裏)

Point-in-time

簡易 詳細

沿革(施行日順)

No.	施行日
	改正法
1	平成22年7月17日 施行 平成22年6月11日号外内閣府令第31号
2	平成22年4月19日 施行 平成21年12月18日号外内閣府令第74号
3	平成21年12月18日 施行 平成21年12月18日号外内閣府令第74号

ダウンロード・印刷①(様式)

道路交通法施行規則

制定: 昭和35年12月3日総理府令第60号
最終改正: 平成22年6月11日内閣府令第31号

平成22年7月22日

時点で有効な条文です。

Point-in-time

- 別記様式第十
- 別記様式第十の二
- 別記様式第十一
- 別記様式第十二
- 別記様式第十三
- 別紙様式第十三の二
- 別記様式第十三の三
- 別記様式第十三の四
- 別記様式第十三の五
- 別記様式第十四**
- 別記様式第十五
- 別記様式第十六

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

(裏)

様式の上で、
右クリックすると印刷または、
画像の保存ができます

リンクを新しいタブで開く(W)
リンクを新しいウィンドウで開く(N)
対象をファイルに保存(A)...
対象を印刷(P)

画像の表示(H)

名前を付けて画像を保存(S)...
画像を電子メールで送信する(E)...
画像を印刷する(I)...

マイピクチャへ移動(G)
背景に設定(G)

切り取り(T)
コピー(C)
ショートカットのコピー(T)
貼り付け(P)

お気に入りに追加(F)...

Google サイドウィキ...

プロパティ(R)

ダウンロード・印刷②(法令)

著作権法
制定:昭和45年5月6日法律第48号
最終改正:平成21年7月10日法律第73号

平成22年7月22日
時点では有効な条文です。

Point-in-time

1

- 第四款 映画著作物の著作権の帰属
 - 29条
- 第五款 著作権の制限
 - 30条(私的利用のための複製)
 - 31条(図書館等における複製)
 - 32条(引用)
 - 33条(教科用図書等への掲載)
 - 33条の2(教科用拡大図書等の作成のための複製)

法令の条文に
☑して、ダウン
ロードボタンで
ワード文書にな
ります

371 <前法令 <前七外 次七外 > 次法令 > 図書館 法令内文字検索 <前 次> 挿取除外表示 **ダウンロード** 戻る

第五款 著作権の制限

(私的利用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的利用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用者が複製することができる。

- 一 公衆の利用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合
- 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2

2 私的利用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(図書館等における複製)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

改正注記 条履歴 責任 判例

日付:平成22年8月30日

著作権法
発令 : 昭和45年5月6日法律第48号
最終改正 : 平成21年7月10日法律第73号
改正内容 : 平成21年7月10日法律第73号 [平成22年4月1日]

3

(私的利用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的利用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用者が複製することができる。

- 一 公衆の利用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合
- 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2 私的利用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(図書館等における複製)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

現行法規 注釈ボタンの説明

●あらゆる時点層で利用できる・・・「改正注記」「条履歴」

改正注記

該当条の改正沿革が確認できるとともに、注記に対応する改正附則を別ウィンドウを開いて表示することができます。

条履歴

該当条に改正の履歴がある場合は、当該改正の公布日及び施行日を表示します。

●「基準日」の時点層だけで利用できる・・・「委任」「参照」「変更適用」「罰則」等

委任

その条から下位法令に委任している法令(告示を含む)を表示します。

参照

例えば、「特別の法律」などの表示により参照している法令を表示します。

変更適用

時代の変遷にともなう罰金額の読替えなど、該当条の読替えを規定した法令を表示します。

罰則

その条の規定事項について罰則がある場合その条名を表示します。

判例 ▶

その条、または法令を争点とする判例がある場合は、その判例情報にリンクします。(『判例体系』をご利用の場合のみ)

文献 ▶

その法令に関連する文献情報がある場合は、その文献情報にリンクします。(『法律判例分権情報』をご利用の場合のみ)



第一法規 法情報総合データベース

D1-Law.com

第一法規 法情報総合データベース
D1-Law.comが新機能を搭載しさらに充実、
デザインも一新しリニューアルオープン

第一法規株式会社 関東支社 担当 山内
TEL 048-829-8900 携帯 080-6566-6211
e-mail:michiro.yamauchi@daiichihoki.com